

平成29事務年度  
国税庁実績評価事前分析表

(案)

平成 29 年 6 月

財 務 省



## <目 次>

I	平成29事務年度 国税庁実績評価事前分析表についての説明	1
II	「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図	2
III	平成29事務年度 事前分析表	3
	実績目標(大) 1 (内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)	5
	実績目標(小) 1-1 (税務行政の適正な執行)	6
	実績目標(小) 1-2 (納税者サービスの充実)	9
	業績目標 1-2-1 (広報・広聴活動等の充実)	10
	業績目標 1-2-2 (相談等への適切な対応)	13
	業績目標 1-2-3 (電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進)	17
	実績目標(小) 1-3 (適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済)	21
	業績目標 1-3-1 (適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施)	22
	業績目標 1-3-2 (期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組)	25
	業績目標 1-3-3 (不服申立てへの取組)	27
	実績目標(小) 1-4 (国際化への取組)	29
	実績目標(大) 2 (酒類業の健全な発達の促進)	32
	実績目標(大) 3 (税理士業務の適正な運営の確保)	35
IV	平成29事務年度 各目標と予算との対応関係	37



## I 平成29事務年度 国税庁実績評価事前分析表についての説明

### 1. 国税庁の実績評価制度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁長官にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、国税庁が達成すべき目標を設定した上で、その目標に対する実績を評価して公表することとしています。
- (2) この国税庁の実績評価については、国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることに鑑み、事務年度を計画期間と定め、前事務年度の6月末までに実施計画を策定した上で、翌事務年度の10月頃に評価書を作成しております。

### 2. 平成29事務年度の国税庁の実績評価

#### (1) 事前分析表

国税庁の実施計画においては、本省の政策評価と同様に、平成26事務年度から実施計画の一部として事前分析表を作成しております。平成29事務年度国税庁実績評価事前分析表においては、実施計画で設定した、実績目標(大) 3、実績目標(小) 4、業績目標 6 ごとに一定の分析を行っております。

具体的には、各目標に関係する測定指標・予算を目標ごとに明示し、定量的な測定指標の設定に加え、定性的な測定指標を設定しているほか、目標の設定の考え方及び指標の設定の根拠を記載しております。

#### (2) 主要な測定指標

実績目標等の施策それぞれに設定した測定指標の内、一つ以上を「主要なもの」とすることにより、主要な測定指標に重点を置いて、測定指標を中心とした評価を行います。

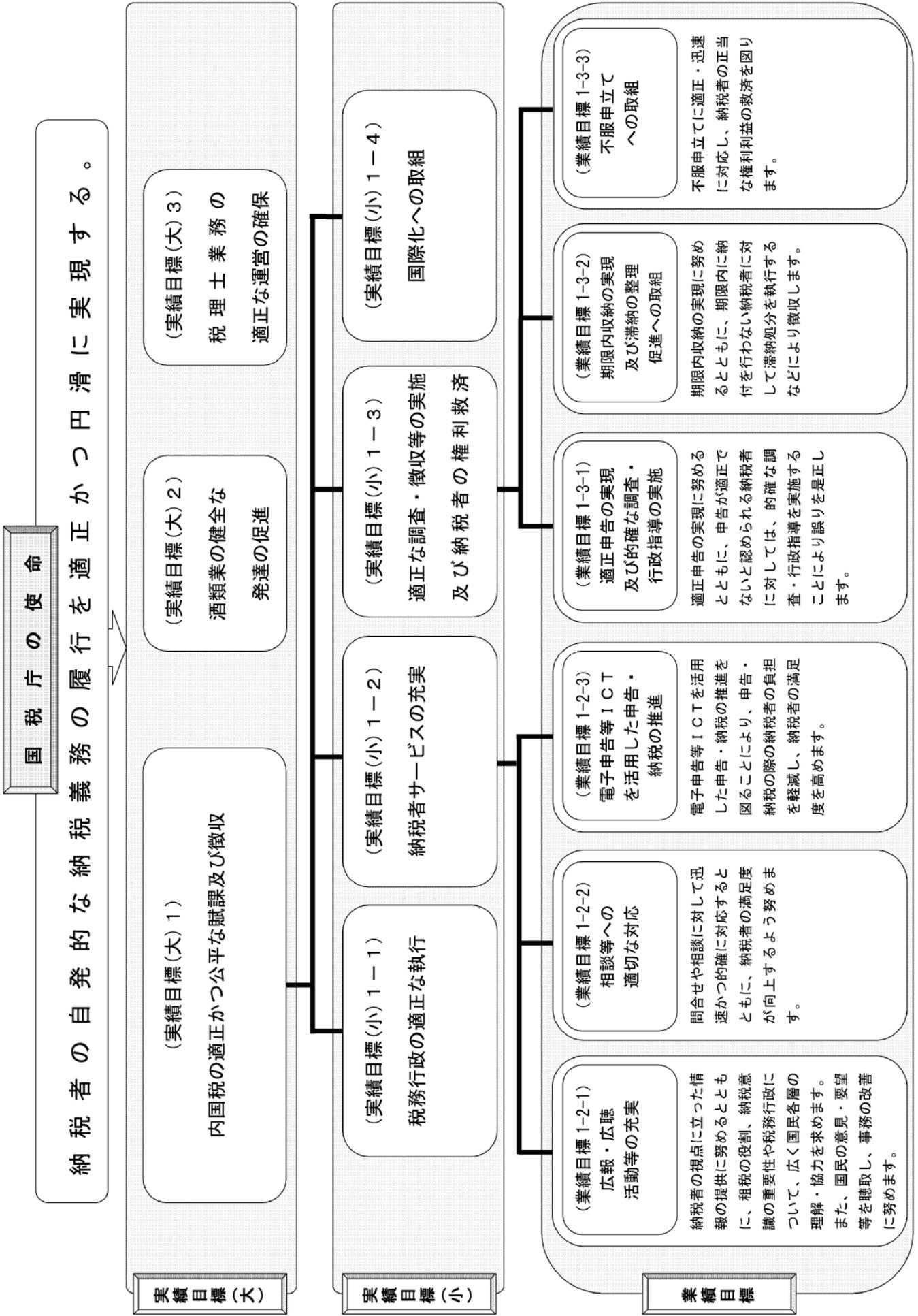
#### (3) 評価基準

評価においては、まず、施策の実施状況について、測定指標の達成度をベースとして「s+」～「c」の5段階で評定を行います。次に、それぞれの目標について施策の評定を総合して、「S+」～「C」の5段階で評定を行います。

なお、実績目標(大) 1については、実績目標(小) 1-1～1-4の評定を総合して「S+」～「C」の5段階で評定を行い、同様に、実績目標(小) 1-2については、業績目標1-2-1～1-2-3を総合して、また、実績目標(小) 1-3については、業績目標1-3-1～1-3-3を総合して、それぞれ評定を行います。

(以上)

## Ⅱ 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図



### Ⅲ 平成29事務年度 事前分析表



○ 実績目標(大) 1 : 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

<b>目標設定の考え方</b>	<p>国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。</p> <p>このため、納税環境を整備し、適正・公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正・公平な賦課及び徴収の実現を図ります。</p> <p>我が国は、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正かつ円滑に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただく必要があります。このため、租税の意義や税法の知識、手続などについて正しく理解していただけるよう納税者の視点に立った広報・広聴、相談等を行うとともに、申告・納税の際の納税者の負担の軽減を図るなど、納税者サービスを充実します。</p> <p>また、申告納税制度の下において、適正な申告と納税が確保されるためには、納税者の間で課税が適正・公平に行われているとの信頼が確保され、正しい申告と納税を行う意欲が堅持されていくことが不可欠となります。このため、関係法令を適正に適用するなど税務行政を適正に執行するとともに、申告が適正でないと思われる納税者や期限内に納付しない納税者に対しては、的確な調査や滞納処分等を行います。不服申立てに適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。</p> <p>さらに、経済社会のグローバル化等の一層の進展により、国際取引に係る二重課税の問題や租税回避行為などによる「課税の空白」等の問題について、各国税務当局との情報や経験の共有を図り、協力関係を強めることによってこれらの問題に対応していくなど、国際化への取組を推進します。このような観点から、上記の目標を設定しています。</p>
-----------------	--

<b>評価の方法</b>	「実績目標(大) 1」については、「実績目標(小) 1-1～1-4」を通じて評価を行います。
--------------	--

上記の「実績目標 (大)」を達成するための「実績目標 (小)」	
実績目標(小) 1-1	税務行政の適正な執行
実績目標(小) 1-2	納税者サービスの充実
実績目標(小) 1-3	適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
実績目標(小) 1-4	国際化への取組

実績目標に係る 予算額	平成26年度	27年度	28年度	29年度当初	平成29年度行政事業 レビュー番号 (注)
内国税等の賦 課及び徴収に 必要な経費	112,208,061千円	109,453,296千円	107,057,375千円	112,642,707千円	/

<b>担当部局名</b>	長官官房（総務課、人事課、会計課、企画課、参事官、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、広報広聴室、首席国税庁監察官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所	<b>実績評価実施予定時期</b>	平成30年10月
--------------	--	-------------------	----------

(注) 当該予算に対応する平成29年度行政事業レビューの番号を記載します。斜線は対応する行政事業レビューがないことを示します。

○ 実績目標（小） 1－1：税務行政の適正な執行

目標設定の考え方

申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民の理解と信頼を得ることが基本となることから、適正・公平な課税の実現を図るため、関係法令を適正に適用するとともに事務を迅速に処理するほか、透明性の確保等を図り、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。このような観点から、上記の目標を設定しています。

上記の「実績目標（小）」を達成するための「施策」

- 実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理
- 実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報情報の適切な取扱い等
- 実1-1-3：守秘義務の遵守
- 実1-1-4：職員研修の充実
- 実1-1-5：ICT化・業務改革（BPR）の推進
- 実1-1-6：社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組

施策 実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理

定量的な測定指標	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
[主要] 実1-1-1-A-1：「更正の請求」 の3か月以内の処理件数 割合（単位：％）	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	98.6	98.6	98.5	N.A.	

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調

（注）平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

（目標値の設定の根拠）

納税者の救済手段である更正の請求に係る処理が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

定量的な測定指標	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
[主要] 実1-1-1-A-2：所得税還付金 の6週間以内の処理件数 割合（単位：％）	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	96.0	96.9	96.7	N.A.	

（出所）課税部個人課税課、徴収部管理運営課調

（注）平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

（目標値の設定の根拠）

所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

[主要] 実1-1-1-A-3：納税証明書の 15分以内の発行割合 (単位：%)	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	93.2	92.6	92.1	92.3	
(出所) 徴収部管理運営課調						
(目標値の設定の根拠) 納税証明書の発行に係る処理が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。 目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。						

<b>施策</b>	実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等					
	<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>		<b>目標の設定の根拠</b>		
	[主要] 実1-1-2-B-1：情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応	情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。		情報公開の観点から、国民に開かれた透明性のある税務行政を実現するためです。		
	[主要] 実1-1-2-B-2：行政機関個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の適切な管理及び開示請求等への適切な対応	行政機関個人情報保護法及び番号法に基づき個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）を適切に管理します。また、開示請求等に対して適切に対応します。		個人情報保護の観点から、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）を適切に管理するとともに国民に開かれた透明性のある税務行政を実現するためです。		

<b>施策</b>	実1-1-3：守秘義務の遵守					
	<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>		<b>目標の設定の根拠</b>		
	[主要] 実1-1-3-B-1：守秘義務遵守の周知徹底	税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ります。		税務調査への協力の確保等、税務行政を円滑に執行するためには、納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守の徹底がその基本となるためです。		

<b>施策</b>	実1-1-4：職員研修の充実					
	<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>		<b>目標の設定の根拠</b>		
	[主要] 実1-1-4-B-1：アンケート調査による受講者の意見等の把握	職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、職員研修の充実を図ります。		職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、必要に応じて研修内容に反映させることにより、職務遂行に必要な専門的知識・技能を付与し、職員の能力・資質の一層の向上を図り、適正な税務行政を執行していくことが重要であるた		

			めです。
--	--	--	------

<b>施策</b>	実1-1-5：ICT化・業務改革（BPR）の推進		
-----------	--------------------------	--	--

定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 実1-1-5-B-1：ICT化・業務改革（BPR）の推進	世界最先端IT国家創造宣言等を踏まえて、システム改革及び業務改革（BPR）に取り組むなど、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取組を推進していきます。	世界最先端IT国家創造宣言等を踏まえた取組を実施することにより、国税関係システムの安定性・信頼性の確保や運用等経費の削減及び国民負担の軽減や事務処理の高度化・効率化が図られるためです。

<b>施策</b>	実1-1-6：社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組		
-----------	------------------------------------	--	--

定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 実1-1-6-B-1：社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組	社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向け、効果的な周知・広報や番号の更なる利活用に向けた取組を進めます。	社会保障・税番号（マイナンバー）制度において、国税庁は、法人番号の付番機関であるとともに番号の利活用機関であることから、制度の定着に向け、効果的な周知・広報を行うとともに、番号の更なる利活用に向けた取組を進めることが重要であるためです。

実績目標に係る予算額	平成26年度	27年度	28年度	29年度当初	平成29年度行政事業レビュー番号	対応する施策番号（注）
税務大学校に必要な経費	2,206,016千円	2,079,700千円	2,078,407千円	2,049,605千円		4
国税総合管理（KSK）システム	30,698,404千円	27,816,406千円	30,133,070千円	32,836,584千円	0006	5
法人番号システム等	9,470,752千円	8,494,340千円	7,755,726千円	5,553,330千円	0009	6
合計	42,375,172千円	38,390,446千円	39,967,203千円	40,439,519千円		

<b>担当部局名</b>	長官官房（総務課、人事課、企画課、参事官、首席国税庁監察官）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校	<b>実績評価実施予定時期</b>	平成30年10月
--------------	--	-------------------	----------

（注） 当該予算に対応する上記施策の番号を記載しています。斜線は対応する施策がないことを示します。

○ 実績目標 (小) 1-2 : 納税者サービスの充実

<p><b>目標設定の考え方</b></p>	<p>適正申告・納税を推進するため、納税者が、申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるよう、広報活動を充実し、租税に関する啓発活動を推進するとともに、納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するなど、納税者の多様なニーズに的確に対応した納税者サービスを充実します。また、e-Taxの一層の普及及び定着を図るなど、電子申告等 I C Tを活用した申告・納税を推進することにより、納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。このような観点から、上記の目標を設定しています。</p>								
<p><b>評価の方法</b></p>	<p>「実績目標 (小) 1-2」については、「業績目標 1-2-1～1-2-3」を通じて評価を行います。</p>								
<p style="text-align: center;"><b>上記の「実績目標 (小)」を達成するための「業績目標」</b></p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">業績目標1-2-1：広報・広聴活動等の充実</td> <td style="padding: 5px;">〔 納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層の理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。 〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">業績目標1-2-2：相談等への適切な対応</td> <td style="padding: 5px;">〔 問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。 〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">業績目標1-2-3：電子申告等 I C Tを活用した申告・納税の推進</td> <td style="padding: 5px;">〔 電子申告等 I C Tを活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。 〕</td> </tr> </table>				業績目標1-2-1：広報・広聴活動等の充実	〔 納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層の理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。 〕	業績目標1-2-2：相談等への適切な対応	〔 問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。 〕	業績目標1-2-3：電子申告等 I C Tを活用した申告・納税の推進	〔 電子申告等 I C Tを活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。 〕
業績目標1-2-1：広報・広聴活動等の充実	〔 納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層の理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。 〕								
業績目標1-2-2：相談等への適切な対応	〔 問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。 〕								
業績目標1-2-3：電子申告等 I C Tを活用した申告・納税の推進	〔 電子申告等 I C Tを活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。 〕								
<p><b>担当部局名</b></p>	<p>長官官房（総務課、企画課、厚生管理官、広報広聴室、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）、税務大学校</p>	<p><b>実績評価実施予定時期</b></p>	<p>平成30年10月</p>						

○ 業績目標 1-2-1：広報・広聴活動等の充実

納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層の理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。

目標設定の考え方

申告納税制度が円滑に機能するよう、国税庁ホームページを活用するなど、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供します。  
また、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について国民各層からの幅広い理解や協力を得るため、広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開設等による租税に関する知識の普及を図るほか、関係民間団体との協調関係の推進などにも取り組みます。このような観点から、上記の目標を設定しています。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

- 業1-2-1-1：国民各層への広報活動の充実
- 業1-2-1-2：租税に関する啓発活動
- 業1-2-1-3：関係民間団体との協調関係の推進
- 業1-2-1-4：地方公共団体との協力関係の確保
- 業1-2-1-5：国民の意見や要望への的確な対応等

施策 業1-2-1-1：国民各層への広報活動の充実

定量的な測定指標

[主要]  
業1-2-1-1-A-1：国税の広報に関する評価（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
目標値	80	80	80	80	80
実績値	78.9	80.4	80.6	79.3	

（出所）長官官房総務課広報広聴室調

（注）数値は、国税の広報に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

（目標値の設定の根拠）

国税の広報に関する様々な取組についての評価を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

施策 業1-2-1-2：租税に関する啓発活動

定量的な測定指標

[主要]  
業1-2-1-2-A-1：租税教育に関する評価（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
目標値	95	95	95	95	95
実績値	96.8	97.3	97.9	99.1	

（出所）長官官房総務課広報広聴室調

（注）数値は、租税教育に関するアンケート調査において、「有益である」から「有益でない」の5段階評価で上位評価（「有益である」及び「やや有益である」）を得た割合です。

（目標値の設定の根拠）

租税教育に関する様々な取組についての評価を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

業1-2-1-2-A-2：税務大学校 における公開講座の満足 度(講座の内容) (単位：%)	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	76.7	80.6	82.5	80.5	

(出所) 税務大学校調

(注) 数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」の5段階評価で上位評価（「良かった」及び「やや良かった」）を得た割合です。

**(目標値の設定の根拠)**

租税に関する知識の普及や納税意識の向上に寄与することを目的として税務大学校で実施している公開講座の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

業1-2-1-2-A-3：税務大学校 における公開講座の満足 度(講座のレベル) (単位：%)	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	81.7	81.7	84.7	81.2	

(出所) 税務大学校調

(注) 数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「適正なレベルであった」、「難しすぎた」、「やさしすぎた」の3区分のうち、「適正なレベルであった」が選択された割合です。

**(目標値の設定の根拠)**

租税に関する知識の普及や納税意識の向上に寄与することを目的として税務大学校で実施している公開講座の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

業1-2-1-2-A-4：租税史料室 (税務情報センター)見学 者の満足度 (単位：%)	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	90	95	95	95	95
	実績値	96.9	97.4	96.8	96.1	

(出所) 税務大学校調

(注) 数値は、租税史料室(税務情報センター)についてのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

**(目標値の設定の根拠)**

租税に関する知識の普及に役立つことを目的として展示している租税史料室を見学した者の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 実1-2-1-2-B-1：租税に関する啓発活動の集中的な実施 [新]	租税に関する啓発活動についてキャンペーン期間（税を考える週間）を設けて、集中した広報広聴活動を実施します。	自発的かつ適正な納税義務の履行のため、納税者に租税の意義・役割や税務行政の現状について深く理解していただくことが重要であるためです。

施策	業1-2-1-3：関係民間団体との協調関係の推進	
----	--------------------------	--

定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 業1-2-1-3-B-1：関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請	関係民間団体が行う各種説明会や広報活動等について、各団体との意見交換等を通じ、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求めます。	関係民間団体が行う各種説明会や広報活動等は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などのために大きな役割を果たしており、国税庁が推進する施策への協力を積極的に求めることが重要であるためです。

施策	業1-2-1-4：地方公共団体との協力関係の確保	
----	--------------------------	--

定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 業1-2-1-4-B-1：地方公共団体との協力関係の確保	地方税務協議会等を開催するなどして地方公共団体との協力関係を確保していきます。	地方公共団体との間で、申告説明会の共同開催や税務広報資料の市町村広報誌等への掲載等に関して、連携・協調を図ることは、納税者サービスの向上や国・地方の税務行政の効率化を図る上で重要であるためです。

施策	業1-2-1-5：国民の意見や要望への的確な対応等	
----	---------------------------	--

定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 業1-2-1-5-B-1：国民の意見や要望への的確な対応	国民各層から寄せられた意見・要望等について、関係部署において検討し、事務の改善等に取り組みます。	税務行政に対するニーズを的確に把握するとともに、寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させることは、申告納税制度を推進する上で重要であるためです。

業績目標に係る予算額	平成26年度	27年度	28年度	29年度当初	平成29年度行政事業レビュー番号	対応する施策番号
	国税庁の広報活動経費	562,247千円	509,432千円	476,111千円	470,837千円	

担当部局名	長官官房（総務課、企画課、広報広聴室）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	平成30年10月
-------	--	------------	----------

○ 業績目標 1-2-2：相談等への適切な対応

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

目標設定の考え方

納税者からの問合せや相談に対して、迅速・的確に対応するとともに、申告期限前の照会について文書回答事例を公表するなど、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ります。また、職員の応接態度の向上や利用しやすい税務署を目指して庁舎の環境整備を図ることなどにより、納税者の満足度の向上を図ります。このような観点から、上記の目標を設定しています。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-2-1：納税者からの相談等への適切な対応

業1-2-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応

業1-2-2-3：改正消費税法への対応

業1-2-2-4：改正相続税法への対応

施策 業1-2-2-1：納税者からの相談等への適切な対応

定量的な測定指標

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
------	--------	------	------	------	-------------

[主要]  
業1-2-2-1-A-1：電話相談センターにおける10分以内の相談割合（単位：％）

目標値	95	95	95	95	95
実績値	97.0	97.7	97.8	98.3	

（出所）長官官房税務相談官調

（目標値の設定の根拠）

税に関する一般的な相談を集中的に受け付ける電話相談センターにおける相談が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

業1-2-2-1-A-2：電話相談センターにおける電話相談の満足度（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
目標値	95	95	95	95	95
実績値	94.7	95.0	95.0	95.1	

（出所）長官官房税務相談官調

（注）数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。

（目標値の設定の根拠）

税に関する一般的な相談を集中的に受け付ける電話相談センターにおける相談に対する満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

[主要] 業1-2-2-1-A-3：税務署における面接相談の満足度 (単位：%)	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	85	85	85	90	90
	実績値	87.7	87.6	91.5	92.2	
<p>(出所) 長官官房総務課、課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、資産評価企画官、徴収部管理運営課、徴収課調</p> <p>(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税に関する相談のために来署した納税者の相談に対する満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>						
業1-2-2-1-A-4：職員の応接態度の好感度 (単位：%)	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	85	85	85	90	90
	実績値	84.3	84.6	90.3	90.7	
<p>(出所) 長官官房総務課調</p> <p>(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 来署した納税者に対する職員の応接態度の好感度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>						
業1-2-2-1-A-5：税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度 (単位：%)	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	75	75	75	85	85
	実績値	77.7	78.1	86.6	86.9	
<p>(出所) 長官官房総務課調</p> <p>(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税務署における案内表示、受付・窓口の利用満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>						
業1-2-2-1-A-6：税務署内の設備の利用満足度 (単位：%)	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	65	65	65	75	75
	実績値	66.9	67.2	77.0	77.1	
<p>(出所) 長官官房総務課調</p> <p>(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。</p>						

<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税務署内における設備の利用満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>						
業1-2-2-1-A-7：文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合 (単位：%)	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	98.8	97.7	96.6	98.5	
<p>(出所) 課税部審理室調</p> <p>(注) 処理期間の計算に当たっては、審査に必要な追加的資料の提出や照会文書の補正に要した期間を除いています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>課税関係の事前照会に対する文書回答手続が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>						
<b>施策</b>	業1-2-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応					
<b>定量的な測定指標</b>	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
[主要] 業1-2-2-2-A-1：苦情の3日以内の処理件数割合 (単位：%)	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	86.6	86.1	92.0	94.5	
<p>(出所) 長官官房総務課調</p> <p>(注) 平成27年度の実績値からは、納税者の都合により3日以内に処理できなかったものを除いて算出しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>納税者から寄せられた様々な苦情等への対応が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>						
<b>施策</b>	業1-2-2-3：改正消費税法への対応					
<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>		<b>目標の設定の根拠</b>			
[主要] 業1-2-2-3-B-1：改正消費税法に関する相談等への適切な対応	事業者からの軽減税率制度を含む改正消費税法に関する相談等に対しては、適切かつ丁寧に対応します。		事業者が軽減税率制度を含む改正消費税法について十分理解できるよう、適切かつ丁寧な相談対応を行うとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組について、関係府省庁と連携して適切に対応することは、国民の理解を得て税務行政を円滑に推進する上で重要であるためです。			

<b>施策</b>	業1-2-2-4：改正相続税法への対応					
<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>			<b>目標の設定の根拠</b>		
[主要] 業1-2-2-4-B-1：改正相続税法に関する広報の充実等	国税庁ホームページ等を活用した広報の充実を図るとともに、納税者からの相談等に対して、適切かつ丁寧に対応します。			納税者が改正内容や相続税の仕組み等を十分に理解できるよう、国税庁ホームページ等を活用した広報の充実を図るとともに、相談等に対して、適切かつ丁寧に対応することは、適正申告の実現を図る上で重要であるためです。		
<b>業績目標に係る 予算額</b>	<b>平成26年度</b>	<b>27年度</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度当初</b>	<b>平成29年度 行政事業 レビュー 番号</b>	<b>対応する 施策番号</b>
電話相談センター 運営経費	383,597千円	473,221千円	386,566千円	387,738千円	0006	1
<b>担当部局名</b>	長官官房（総務課、厚生管理官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）			<b>実績評価実施予定時期</b>	平成30年10月	

○ 業績目標 1-2-3 : 電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進

〔 電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。 〕

目標設定の考え方

e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など ICT を活用した申告・納税の推進を図り、納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。e-Taxについては、税務署に赴くことや申告書を送付することなく国税関係手続を行うことが可能になるなど納税者の利便性が向上します。また、申告書の入力事務が削減されるとともに申告書の保管・管理が不要となるなど、税務行政の効率化にも寄与するものです。国税庁では、電子行政推進に関する政府全体の方針に基づき、利用環境の改善のため、関係府省と緊密な連携を図りつつ、各種施策を強力に推し進めるとともに、引き続き積極的な広報・周知に取り組み、ICT を活用した申告・納税の一層の普及及び定着を図ります。このような観点から、上記の目標を設定しています。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-3-1 : e-Taxの普及と利用満足度の向上

業1-2-3-2 : 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進

施策 業1-2-3-1 : e-Taxの普及と利用満足度の向上

定量的な測定指標

[主要]

業1-2-3-1-A-1 : e-Taxの利用状況（公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続）  
（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
目標値	—	54	56	58	増加
実績値	51.9	53.0	52.5	N.A.	

（出所）長官官房企画課情報技術室調

（注1）当指標は、改善取組計画における改善促進手続のうち、公的個人認証の普及割合等の外的要因に左右される国税申告手続（所得税及び消費税（個人））について算出したものです。

（注2）上記2手続に係る平成28年度の総申告件数は、29年7月末頃に確定するため、28年度の利用率は、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

（注3）29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「増加」としました。新たな計画決定後に、改めて目標値を設定します。

（目標値の設定の根拠）

「財務省改善取組計画」（以下「改善取組計画」といいます。）における改善促進手続のうち、所得税及び消費税（個人）の国税申告2手続については、オンライン利用率が公的個人認証サービスに基づく電子証明書の普及割合等の外的要因に左右されることから、これら2手続を区分してe-Taxの利用状況を測定するため指標として設定しています。

[主要]

業1-2-3-1-A-2 : e-Taxの利用状況（法人税申告等上記以外の国税申告4手続）  
（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
目標値	—	69	71	72	増加
実績値	66.9	71.0	74.3	N.A.	

（出所）長官官房企画課情報技術室調

(注1) 当指標は、改善取組計画における改善促進手続のうち、上記以外の国税申告手続（法人税、消費税（法人）、酒税及び印紙税）について算出したものです。

(注2) 上記4手続に係る平成28年度の総申告件数は、29年7月末頃に確定するため、28年度の利用率は、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注3) 29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「増加」としました。新たな計画決定後に、改めて目標値を設定します。

**(目標値の設定の根拠)**

改善取組計画における改善促進手続のうち、法人税、消費税（法人）、酒税及び印紙税の国税申告4手続については、上記2手続と区分してe-Taxの利用状況を測定するため指標として設定しています。

[主要]	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
業1-2-3-1-A-3：e-Taxの利用状況（申請・届出等9手続） （単位：％）	目標値	—	58	59	62	増加
	実績値	57.7	58.4	61.7	N.A.	

(出所) 長官官房企画課情報技術室調

(注1) 当指標は、改善取組計画における改善促進手続のうち、申請・届出等手続（法定調書（7手続）、納税証明書の交付請求及び電子申告・納税等開始届出）について算出したものです。

(注2) 上記9手続に係る平成28年度の総申請等件数は、29年7月末頃に確定するため、28年度の利用率は、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注3) 29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「増加」としました。新たな計画決定後に、改めて目標値を設定します。

**(目標値の設定の根拠)**

改善取組計画における改善促進手続のうち、申請・届出等9手続については、上記の国税申告手続と区分してe-Taxの利用状況を測定するため指標として設定しています。

業1-2-3-1-A-4：ICT活用率（所得税申告及び消費税申告（個人）） （単位：％）	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	65	70	71	72	増加
	実績値	68.8	71.8	73.7	N.A.	

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課調

(注1) ICT活用率は、総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数（書面提出分を含みます。）の割合を示します。

(注2) 当指標は、改善取組計画における改善促進手続のうち、国税申告手続（所得税及び消費税（個人））について算出したものです。

(注3) 上記2手続に係る平成28年度の総申告件数は、29年7月末頃に確定するため、28年度の実績値は、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注4) 29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「増加」としました。新たな計画決定後に、改めて目標値を設定します。

**(目標値の設定の根拠)**

インターネット環境を利用して申告書を作成（書面提出分を含む。）することは、申告書の入力事務の削減など税務行政の効率化に寄与すること、また、将来、自宅等からのe-Tax申告への移行が期待できることなどから、ICTの活用状況を測定するため指標として設定しています。

業1-2-3-1-A-5：e-Taxの利用満足度 (単位：%)	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	70	75	75	75	増加
	実績値	73.3	74.2	74.0	N.A.	
<p>(出所) 長官官房企画課情報技術室調</p> <p>(注1) 数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、「とても良い」から「非常に良くない」などの5段階評価で上位評価(「とても良い」及び「やや良い」など)を得た割合です。</p> <p>(注2) 平成28年度実績値は、29年7月末頃にデータが確定するため、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(注3) 29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「増加」としました。新たな計画決定後に、改めて目標値を設定します。</p> <p>(目標値の設定の根拠) e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、e-Taxに対する利用満足度を測定するため指標として設定しています。</p>						
業1-2-3-1-A-6：オンライン申請の受付1件当たりの費用 (単位：円)	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	減少	減少	減少	減少	減少
	実績値	433	432	354	N.A.	
<p>(出所) 長官官房会計課、企画課情報技術室調</p> <p>(注1) 数値は、年間運用経費・その他広報等経費及び1年当たりの整備経費の合計額をオンライン申請件数で除して算出したものです。</p> <p>(注2) 平成28年度実績値は、29年7月末頃にデータが確定するため、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(注3) 29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「減少」としました。新たな計画決定後に、改めて目標値を設定します。</p> <p>(目標値の設定の根拠) e-Taxによる税務行政の効率化を測定するため指標として設定しています。</p>						
業1-2-3-1-A-7：国税申告手続の事務処理時間(所得税、法人税及び消費税) (単位：時間)	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	—	減少	減少	減少	減少
	実績値	918,000	892,000	888,000	N.A.	
<p>(出所) 長官官房企画課情報技術室、課税部個人課税課、法人課税課、徴収部管理運営課調</p> <p>(注1) 数値は、国税申告手続(所得税、法人税及び消費税)について、書面申告の事務処理時間(収受、入力、編てつ及び廃棄)を示します。</p> <p>(注2) 平成28年度実績値は、29年7月末頃にデータが確定するため、国税庁ホームページにおいて8月頃公表するとともに、28事務年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(注3) 29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「減少」としました。新たな計画決定後に、改めて目標値を設定します。</p> <p>(目標値の設定の根拠) e-Taxによる税務行政の効率化を測定するため指標として設定しています。</p>						

<b>施策</b>	業1-2-3-2：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進					
<b>定量的な測定指標</b>	<b>会計年度</b>	<b>平成25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度 目標値</b>
[主要] 業1-2-3-2-A-1：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度 (単位：%)	目標値	85	85	85	85	増加
	実績値	83.1	83.6	85.1	87.9	
<p>(出所) 課税部個人課税課調</p> <p>(注1) 数値は、サービス提供全般に関する評価について、「とても役立つ」から「全く役に立たない」の5段階評価で上位評価(「とても役立つ」及び「どちらかといえば役立つ」)を得た件数から、使い勝手に関する評価が低位である件数を減算して評価割合を算出しています。</p> <p>(注2) 平成29年度以降を対象期間とした新たな計画については、今後策定予定のため、29年度の目標値を「増加」としました。新たな計画決定後に、改めて目標値を設定します。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進を図る観点から、利用満足度を測定するため指標として設定しています。</p>						

業績目標に係る 予算額	平成26年度	27年度	28年度	29年度当初	平成29年 度行政事 業レビュー 番号	対応する 施策番号
国税電子申告・納税システム	7,639,312千円	8,388,982千円	9,043,379千円	7,482,762千円	0009	1

<b>担当部局名</b>	長官官房(企画課)、課税部(課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課)	<b>実績評価実施予定時期</b>	平成30年10月
--------------	---	-------------------	----------

○ 実績目標 (小) 1-3: 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

<p><b>目標設定の考え方</b></p>	<p>適正申告の実現及び期限内収納の実現に努めるとともに、納税者の権利利益の保護を図りつつ、的確な調査・徴収等を行います。また、適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立てについては、適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。このような観点から、上記の目標を設定しています。</p>		
<p><b>評価の方法</b></p>	<p>「実績目標 (小) 1-3」については、「業績目標 1-3-1～1-3-3」を通じて評価を行います。</p>		
<p><b>上記の「実績目標 (小)」を達成するための「業績目標」</b></p>			
<p>業績目標1-3-1: 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施                  [ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。 ]</p>			
<p>業績目標1-3-2: 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組                  [ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。 ]</p>			
<p>業績目標1-3-3: 不服申立てへの取組                  [ 不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。 ]</p>			
<p><b>担当部局名</b></p>	<p>課税部 (課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、徴収部 (管理運営課、徴収課)、調査査察部 (調査課、査察課)、国税不服審判所</p>	<p><b>実績評価実施予定時期</b></p>	<p>平成30年10月</p>

○ 業績目標 1-3-1 : 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。

目標設定の考え方

適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、国際化、高度情報化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。このような観点から、上記の目標を設定しています。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

- 業1-3-1-1 : 有効な資料情報の収集
- 業1-3-1-2 : 的確な調査事務の運営
- 業1-3-1-3 : 社会・経済状況に対応した調査への取組
- 業1-3-1-4 : 悪質な脱税者に対する査察調査の実施

施策 業1-3-1-1 : 有効な資料情報の収集

定性的な測定指標

平成29年度目標

目標の設定の根拠

[主要]

業1-3-1-1-B-1 : 有効な資料情報の収集

法定資料の適正な提出の確保を図るとともに、新たな資産運用手法や取引形態などに係る有効な資料情報を積極的に収集します。

法定資料の適正な提出の確保策を講ずるほか、社会・経済状況の変化に対応した有効な資料情報を収集することは、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるためです。

施策 業1-3-1-2 : 的確な調査事務の運営

定量的な測定指標

事務年度

平成25年度

26年度

27年度

28年度

29年度目標値

[主要]

業1-3-1-2-A-1 : 調査関係事務の割合 (単位 : %)

目標値

60

60

60

60

60

実績値

62.5

62.9

63.3

N.A.

(出所) 課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調

(注1) 数値は、賦課事務(調査課分を除く。)に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。

(注2) 「調査関係事務」とは、①実地調査(納税者の事務所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認する事務)や、実地調査以外の調査(納税者に来署を依頼し帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務)のほか、②行政指導として行う事務(提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思料される場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等)などをいいます。

(注3) 平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

的確な調査・指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

[主要] 業1-3-1-2-A-2：調査関係事務の割合（調査課分） （単位：％）	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
	目標値	85	85	85	85	85
	実績値	85.9	85.8	86.1	86.1	

（出所）調査査察部調査課調  
（注1）数値は、賦課事務（調査課分）に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。  
（注2）調査課は、大法人（原則、資本金1億円以上の法人）の申告等に係る相談・指導・調査を行っています。

（目標値の設定の根拠）  
的確な調査・指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

施策	業1-3-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組	
定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 業1-3-1-3-B-1：大口・悪質な不正事案等への的確な対応	大口・悪質な不正事案等に対して、的確な調査等を行います。	高額な所得が見込まれるが申告額が少なかったり、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすことから、そうした事案に対して的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるためです。
[主要] 業1-3-1-3-B-2：国際化・高度情報化への的確な対応	国際化・高度情報化により複雑化した取引等に対して、的確な調査を行います。	国際取引や電子商取引など国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査を行うことは、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるためです。
業1-3-1-3-B-3：大法人に対する的確な対応	大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を目的に、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を推進していきます。	大法人は、我が国経済に占めるウェイトが大きく、それぞれの業界や地域経済に及ぼす影響も大きいことから、これら大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を目的とした税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を推進することは、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるためです。

<b>施策</b>	業1-3-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施					
<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>			<b>目標の設定の根拠</b>		
[主要] 業1-3-1-4-B-1：悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施	社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査を実施し、刑事訴追を求めます。			悪質な脱税者に対し刑事責任を追及することは、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持を図る上で重要であるためです。		
<b>業績目標に係る予算額</b>	<b>平成26年度</b>	<b>27年度</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度当初</b>	<b>平成29年度行政事業レビュー番号</b>	<b>対応する施策番号</b>
上記の業績目標に関連する予算額はありません。						
<b>担当部局名</b>	課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、調査査察部（調査課、査察課）			<b>実績評価実施予定時期</b>	平成30年10月	

○ 業績目標 1-3-2：期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

〔期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。〕

<b>目標設定の考え方</b>	期限内収納の実現に向けた各種施策の実施や滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。このため、期限内収納の実現に向けた積極的な広報・周知に取り組むとともに、期限内に納付しない納税者に対して、滞納処分を執行することなどにより、確実な徴収を図ります。このような観点から、上記の目標を設定しています。
-----------------	--

上記の「業績目標」を達成するための「施策」	
業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	
業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組	
業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営	
業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組	
業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	

<b>施策</b>	業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施
-----------	------------------------------

定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 業1-3-2-1-B-1：期限内収納を確保するための取組	振替納税の利用勧奨等の各種施策を実施し、期限内収納の確保に取り組めます。	国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する周知・広報や、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨を実施することは、期限内収納の実現を図る上で重要であるためです。

<b>施策</b>	業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組
-----------	--------------------------

定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 業1-3-2-2-B-1：滞納を未然に防止するための取組	期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の各種施策を実施し、滞納の未然防止に取り組めます。	前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめはがき等で期限内納付を促すことや、期限までに納付のない納税者に対して、督促状を発付する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納の未然防止を図る上で重要であるためです。

<b>施策</b>	業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営
-----------	--------------------------

定量的な測定指標	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
[主要] 業1-3-2-3-A-1：滞納整理事務の割合（単位：％）	目標値	75	75	80	80	80
	実績値	81.5	83.4	84.6	N.A.	

（出所）徴収部徴収課調

（注1）数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合で

す。

(注2) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売等の事務をいいます。

(注3) 平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

**(目標値の設定の根拠)**

滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として設定しています。目標値は、適切な事務処理及び事務運営の確保に配慮しつつ、過去の実績値等を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

業1-3-2-3-A-2：集中電話催告センター室における催告回数（単位：千回）	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
	目標値	—	1,850	1,850	1,950	2,000
	実績値	1,858	2,000	2,100	N.A.	

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書に掲載予定です。

**(目標値の設定の根拠)**

新たに発生する滞納事案等について、条件設定に応じて催告対象者を抽出する集中電話催告システムの機能を活用し、限られた人員の下、早期に反復的な納付催告を実施することは、滞納の整理促進を図る上で効果的・効率的であることから、催告回数を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、2,000千回に引き上げました。

**施策** 業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組

定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 業1-3-2-4-B-1：滞納の整理促進への取組	滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理促進に取り組みます。	滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現を図る上で重要であるためです。

**施策** 業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 業1-3-2-5-B-1：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、ノウハウと専門性を生かし、的確に徴収します。	厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、的確に徴収することが重要であるためです。

業績目標に係る予算額	平成26年度	27年度	28年度	29年度当初	平成29年度行政事業レビュー番号	対応する施策番号
	集中電話催告システム	771,831千円	803,378千円	800,838千円	799,016千円	0007

担当部局名	徴収部（管理運営課、徴収課）	実績評価実施予定時期	平成30年10月
-------	----------------	------------	----------

○ 業績目標 1-3-3: 不服申立てへの取組

〔不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。〕

目標設定の考え方

国税における不服申立制度は、簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。納税者の理解と信頼を得るよう、不服申立ての適正・迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。また、行政不服審査法が抜本的に改正されたことに伴い、国税に関する不服申立制度についても見直しが行われ、平成28年4月1日から改正国税通則法が施行されていることから、新たな不服申立制度の定着に向けて、引き続き適切に取り組みます。このような観点から、上記の目標を設定しています。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

- 業1-3-3-1: 不服申立ての適正・迅速な処理
- 業1-3-3-2: 裁決事例の公表の充実
- 業1-3-3-3: 改正不服申立制度の定着に向けた取組

施策 業1-3-3-1: 不服申立ての適正・迅速な処理

定量的な測定指標	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
[主要] 業1-3-3-1-A-1: 「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合 (単位: %)	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	97.0	96.9	99.3	95.6	

(出所) 課税部審査室、徴収部徴収課調  
 (注1) 処理期間が通常3か月を超えることとなる相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案に係る件数を除いて集計しています。  
 (注2) 平成28年3月31日までに行われた処分に係るものについては、「異議申立て」となります。

(目標値の設定の根拠)  
 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、再調査の請求に関する処理が迅速に行われているかを測定する指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

定量的な測定指標	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 目標値
[主要] 業1-3-3-1-A-2: 「審査請求」の1年以内の処理件数割合 (単位: %)	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	96.2	92.2	92.4	98.3	

(出所) 国税不服審判所調  
 (注) 平成29年度以降の処理件数割合については、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算定することとしています。

(目標値の設定の根拠)  
 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定する指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

<b>施策</b>	業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実		
<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>目標の設定の根拠</b>	
[主要] 業1-3-3-2-B-1：裁決事例の公表の充実	有用性等のある裁決事例について、参考判例を付記などした上、引き続き、国税不服審判所ホームページに掲載し公表します。	有用性等のある裁決事例について、参考判例を付記するなどして公表することは、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することとなるためです。	

<b>施策</b>	業1-3-3-3：改正不服申立制度の定着に向けた取組		
<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>	<b>目標の設定の根拠</b>	
[主要] 業1-3-3-3-B-1：改正不服申立制度の定着に向けた取組	改正不服申立制度の定着に向けた広報に取り組みとともに、不服申立人に対して改正後の手続を適切かつ丁寧に説明します。	不服申立制度の改正の趣旨が、公正性・使いやすさの向上にあることを踏まえ、制度の広報や各種手続の説明を通じて、改正不服申立制度を定着させることは、納税者の正当な権利利益の救済を図る上で重要であるためです。	

業績目標に係る 予算額	平成26年度	27年度	28年度	29年度当初	平成29年 度行政事 業レビュ ー番号	対応する 施策番号
国税不服審判所の 運営に必要な経費	4,701,751千円	4,778,315千円	4,730,963千円	4,812,809千円	/	1・2・3
審査請求の調査及 び審理に必要な経 費	145,604千円	137,421千円	107,455千円	88,827千円	/	1・2・3
合計	4,847,355千円	4,915,736千円	4,838,418千円	4,901,636千円	/	/

<b>担当部局名</b>	課税部（課税総括課、消費税室、審理室、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、国税不服審判所	<b>実績評価実施予定時期</b>	平成30年10月
--------------	--	-------------------	----------

○ 実績目標 (小) 1-4 : 国際化への取組

目標設定の考え方

経済の国際化や高度情報化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、ひとつの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、税源浸食と利益移転 (B E P S) の問題を含め、租税回避行為などによりどこの国においても課税されない「課税の空白」といった問題が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。このため、租税条約等に基づく相互協議を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、情報交換制度の円滑な実施により、国際的な税務上のコンプライアンスの維持・向上を図ります。また、各国税務当局との情報や経験の共有を図り、協力関係を強めることにより、租税回避等の問題に対応していくなど、国際化への取組を推進します。このような観点から、上記の目標を設定しています。

上記の「実績目標 (小)」を達成するための「施策」

実1-4-1 : 租税条約等に基づく情報交換

実1-4-2 : CRS (共通報告基準) に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組

実1-4-3 : 相互協議事案の適切・迅速な処理

実1-4-4 : 各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有

実1-4-5 : 開発途上国に対する技術協力

施策 実1-4-1 : 租税条約等に基づく情報交換

定量的な測定指標

事務年度

平成25年度

26年度

27年度

28年度

29年度  
目標値

[主要]

実1-4-1-A-1 : 情報提供要請  
に対する90日以内の対応  
(単位 : %)

目標値

—

—

100

100

100

実績値

—

93.3

100

N. A.

(出所) 長官官房国際業務課調

(注1) 数値は、外国税務当局からの要請に基づく情報交換の件数のうち、要請された情報の提供又は要請の進捗状況の通知を90日以内に行った件数の割合です。

(注2) 当該目標値は、外国税務当局からの要請を受けてから90日以内に対応することが国際的に求められていることから100%としています。

(注3) 平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書にて公表する予定です。

(目標値の設定の根拠)

外国税務当局からの情報提供要請への回答が迅速に行われているかを測定するための指標として設定しています。外国税務当局からの要請を受けてから90日以内に対応することが国際的に求められていることから、これを踏まえ目標値は100%としています。

施策 実1-4-2 : CRS (共通報告基準) に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組

定性的な測定指標

平成29年度目標

目標の設定の根拠

[主要]

実1-4-2-B-1 : CRS (共通  
報告基準) に基づく金融

CRS に基づく金融口座情報の  
情報交換について、平成30年の円  
滑な実施に向け、OECDにおけ

CRS に基づく金融口座情報の  
情報交換は、G20等の国際会議に  
おいて、平成30年末までに開始す

	口座情報の情報交換の実施に向けた取組 [新]	る作業を含む各国の税務当局との連携強化など実施に向けた準備に着手に取り組みます。	る旨の共同声明が発表されるなど、国際的に円滑な実施が求められており、この情報交換を円滑に実施することは、各国税務当局との協力関係を強め、租税回避等の問題に対応していく上で重要な国際的取組であるためです。
--	------------------------	--	---

<b>施策</b>	実1-4-3：相互協議事案の適切・迅速な処理
-----------	------------------------

定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 実1-4-3：相互協議事案の適切・迅速な処理	個々の相互協議事案について機動的・効率的な相互協議を実施し、適切・迅速に処理します。	条約相手国の当局との間で相互協議を実施することにより、国際的な二重課税を排除することは、適正・公平な課税を実現する上で不可欠であるためです。

<b>施策</b>	実1-4-4：各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有
-----------	-------------------------------------

定性的な測定指標	平成29年度目標	目標の設定の根拠
[主要] 実1-4-4-B-1：外国税務当局との経験の共有	OECD会議や二国間会合等を通じて、各国税務当局との間で各国共通の諸問題に関する経験の共有を図り、問題解決に取り組みます。	各国税務当局が共通して抱える諸問題について情報や経験の共有を図ることが、問題解決に取り組む上で重要であるためです。

<b>施策</b>	実1-4-5：開発途上国に対する技術協力
-----------	----------------------

定量的な測定指標	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
[主要] 実1-4-5-A-1：開発途上国に対する技術協力の満足度（受入研修）（単位：％）	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	98.3	96.4	99.1	100	
(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調						
(目標値の設定の根拠) 開発途上国に対する技術協力として実施した受入研修の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
[主要] 実1-4-5-A-2：開発途上国に対する技術協力の満足度（職員派遣）（単位：％）	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	92.2	92.1	94.5	94.5	
(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調						
(目標値の設定の根拠) 開発途上国に対する技術協力として派遣した講師に対する研修受講者の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定し						

ました。						
実績目標に係る 予算額	平成26年度	27年度	28年度	29年度当初	平成29年 度行政事 業レビュー 番号	対応する 施策番号
上記の実績目標に関連する予算額はありません。						
担当部局名	長官官房（国際業務課、相互協議室）、課税部（法人課税課）、徴収部（徴収課）、調査査察部（調査課）、税務 大学校			実績評価実施予定時期	平成30年10月	

○ 実績目標 (大) 2 : 酒類業の健全な発達の促進

目標設定の考え方

国税庁においては、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全及び酒類業の健全な発達を図るため、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むほか、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、消費者、製造業及び販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応します。また、「日本再興戦略 2016」(平成28年6月2日閣議決定)、平成29年3月に改訂された「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」等を踏まえ、日本産酒類の輸出環境整備に取り組むこととしています。このような観点から、上記の目標を設定しています。

上記の「実績目標(大)」を達成するための「施策」

- 実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応
- 実2-2：酒類の公正な取引環境の整備
- 実2-3：日本産酒類の輸出環境整備
- 実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応
- 実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携
- 実2-6：未成年者飲酒防止対策等の推進
- 実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保

施策 実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応

定量的な測定指標

[主要]

実2-1-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度 (単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度目標値
目標値	90	90	90	90	90
実績値	91.4	91.6	93.3	91.8	

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの7段階評価で上位評価(「極めて良かった」及び「良かった」)を得た割合です。

(目標値の設定の根拠)

酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術相談の満足度を測定するための指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

定性的な測定指標

実2-1-B-1：酒類業者のコンプライアンスの維持・向上及び酒類の安全性の確保への対応

平成29年度目標

酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を通じてコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、酒類の安全性に関して問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行います。

目標の設定の根拠

酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を通じて、コンプライアンスの維持・向上を図るとともに、酒類の安全性に関して問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を図ることが不可欠であるためです。

<b>施策</b>	実2-2：酒類の公正な取引環境の整備					
<b>定量的な測定指標</b>	<b>事務年度</b>	<b>平成25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度 目標値</b>
[主要] 実2-2-A-1：酒類の取引状況 等実態調査による指導事 項の改善割合（単位：％）	目標値	90	90	90	95	95
	実績値	96.2	95.8	100	N.A.	
<p>（出所）課税部酒税課調</p> <p>（注1）数値は、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。</p> <p>（注2）平成28事務年度実績値は、29年7月末までにデータが確定するため、28事務年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>酒類の取引状況等実態調査において指導した事項が改善されているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>						
<b>施策</b>	実2-3：日本産酒類の輸出環境整備					
<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>		<b>目標の設定の根拠</b>			
[主要] 実2-3-B-1：日本産酒類の輸 出環境整備への積極的な 対応	関係府省等と連携しながら、貿易障壁の除去に向けた働き掛け、海外への日本産酒類の情報発信等に取り組むほか、戦略的な取組となるよう酒類業者の輸出を支援する取組を実施します。		平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」、平成29年3月に改訂された「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」等において取り組むこととされた、日本産酒類の輸出促進に向けた総合的な輸出環境整備を関係府省等と連携して取り組むことが重要であるためです。			
<b>施策</b>	実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応					
<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>		<b>目標の設定の根拠</b>			
[主要] 実2-4-B-1：構造・経営戦略 上の問題への適切な対応	業界動向を把握・分析した結果を情報提供するほか、経営指導の専門家等による研修の実施など、経営改善に対する支援等を実施します。		中小企業が多数を占める酒類業界において、酒類業の経営改善等に対して各種支援等を実施することが重要であるためです。			
<b>施策</b>	実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携					
<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>		<b>目標の設定の根拠</b>			
[主要] 実2-5-B-1：独立行政法人酒 類総合研究所との連携の 推進	酒類の高度な分析・鑑定、品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などについて、独立行政法人酒類総合研究所との連携を推進します。		独立行政法人酒類総合研究所と、高度な分析・鑑定、安全性の確保と品質水準の向上への対応及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などについて、連携を推進することが重要であるためです。			

							す。
<b>施策</b>	実2-6：未成年者飲酒防止対策等の推進						
	<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>			<b>目標の設定の根拠</b>		
	[主要] 実2-6-B-1：未成年者飲酒防止対策等の推進	未成年者飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理の確保を図るほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等の必要な取組を行います。			酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むなど未成年者飲酒防止等の社会的要請に対応することが重要であるためです。		
<b>施策</b>	実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保						
	<b>定性的な測定指標</b>	<b>平成29年度目標</b>			<b>目標の設定の根拠</b>		
	[主要] 実2-7-B-1：酒類に係る資源の有効な利用の確保への積極的な対応	酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、周知・啓発します。			酒類容器のリサイクル等、酒類に係る資源の有効な利用の確保という社会的要請に対応することが重要であるためです。		
<b>実績目標に係る予算額</b>	<b>平成26年度</b>	<b>27年度</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度当初</b>	<b>平成29年度行政事業レビュ ー番号</b>	<b>対応する 施策番号</b>	
酒類業の健全な発達の促進に必要な経費	468,240千円	677,867千円	743,550千円	773,269千円			
単式蒸留しょうちゅう製造業近代化事業費等補助金	425,606千円	632,965千円	600,989千円	598,267千円	0010	4	
独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費	956,474千円	953,698千円	976,993千円	943,202千円			
独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金	956,474千円	953,698千円	976,993千円	943,202千円	0011	5	
合計	1,424,714千円	1,631,565千円	1,720,543千円	1,716,471千円			
<b>担当部局名</b>	課税部（酒税課、鑑定企画官）			<b>実績評価実施予定時期</b>	平成30年10月		

○ 実績目標 (大) 3 : 税理士業務の適正な運営の確保

<b>目標設定の考え方</b>	<p>税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っています（税理士法第1条）。このため、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、税理士法に別段の定めがある場合を除き、たとえ無償であっても税理士又は税理士法人でない者は行ってはならないこととされています（税理士法第2条及び第52条）。これらを踏まえ、国税庁は、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士会等との連絡協力を推進するとともに、税理士法に基づき、税理士に対する指導監督を的確に実施し、その業務の適正な運営の確保を図ります。このような観点から、上記の目標を設定しています。</p>
-----------------	--

**上記の「実績目標(大)」を達成するための「施策」**

- 実3-1：税理士会等との連絡協力の推進
- 実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施
- 実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組

<b>施策</b>	実3-1：税理士会等との連絡協力の推進					
<b>定量的な測定指標</b>	<b>会計年度</b>	<b>平成25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度 目標値</b>
[主要] 実3-1-A-1：税理士会への説明会等の評価 (単位：%)	目標値	70	70	70	70	70
	実績値	72.5	72.6	73.4	72.9	/
<p>(出所) 長官官房総務課調</p> <p>(注) 数値は、税理士会への説明会等の評価に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」及び「やや良い」）を得た割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税理士会等が開催する説明会や研修会の充実を図る観点から、講師派遣した説明会等の評価を測定するため、指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>						

<b>施策</b>	実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施					
<b>定量的な測定指標</b>	<b>会計年度</b>	<b>平成25年度</b>	<b>26年度</b>	<b>27年度</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度 目標値</b>
[主要] 実3-2-A-1：税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数 (単位：回)	目標値	950	950	1,050	1,050	1,050
	実績値	1,155	1,236	1,225	1,308	/
<p>(出所) 長官官房総務課調</p>						

<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税理士等に対する国民の信頼を確保するため、税理士業務の適正な執行と綱紀の保持について注意喚起がなされているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>						
<b>定性的な測定指標</b>		<b>平成29年度目標</b>			<b>目標の設定の根拠</b>	
実3-2-B-1：税理士等に対する的確な調査等の実施		税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努めるとともに、税理士事務所等に臨場して、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施します。			税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努めるとともに、税理士事務所等に臨場して、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施することは、税理士法に定められた義務の適正な履行を確保する上で重要であるためです。	
<b>施策</b> 実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組						
<b>定性的な測定指標</b>		<b>平成29年度目標</b>			<b>目標の設定の根拠</b>	
[主要] 実3-3-B-1：書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組		税理士会等との協議会において積極的に意見交換を行うなど、書面添付制度の普及・定着を図ります。			書面添付制度の普及・定着を図ることは、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くためです。	
<b>実績目標に係る 予算額</b>	<b>平成26年度</b>	<b>27年度</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度当初</b>	<b>平成29年 度行政事 業レビュー 番号</b>	<b>対応する 施策番号</b>
	上記の実績目標に関連する予算額はありません。					
<b>担当部局名</b>	長官官房（総務課）、課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課）			<b>実績評価実施予定時期</b>	平成30年10月	

#### IV 平成29事務年度 各目標と予算との対応関係

予算書上の「項」	予算書上の「事項」	平成29年度 当初予算 (千円)	対応する目標	関係する 施策番号
	行政事業レビュー対象事業【事業番号】			
国税庁共通費		569,049,664	—	—
	国税庁一般行政に必要な経費	568,895,323	—	—
	審議会に必要な経費	154,341	—	—
国税庁施設費		2,573,250	—	—
	国税庁施設整備に必要な経費	2,484,901	—	—
税務業務費		122,948,343	—	—
	内国税等の賦課及び徴収に必要な経費	112,642,707	実績目標(大) 1	—
	<b>国税庁の広報活動経費【0004】</b>	470,837	業績目標 1-2-1	1・2・5
	<b>電話相談センター運営経費【0005】</b>	387,738	業績目標 1-2-2	1
	<b>国税総合管理(KSK)システム【0006】</b>	32,836,584	実績目標(小) 1-1	5
	<b>集中電話催告システム【0007】</b>	799,016	業績目標 1-3-2	3
	<b>法人番号システム等【0008】</b>	5,553,330	実績目標(小) 1-1	6
	税務大学校に必要な経費	2,049,605	実績目標(小) 1-1	4
	国税電子申告・納税システムの運用等に必要な経費	7,482,762	業績目標 1-2-3	—
	<b>国税電子申告・納税システム【0009】</b>	7,482,762	業績目標 1-2-3	1
	酒類業の健全な発達の促進に必要な経費	773,269	実績目標(大) 2	—
	<b>単式蒸留しょうちゅう製造業近代化事業費等補助金【0010】</b>	598,267	実績目標(大) 2	4
国税不服審判所		4,901,636	業績目標 1-3-3	—
	国税不服審判所の運営に必要な経費	4,812,809	業績目標 1-3-3	1・2・3
	審査請求の調査及び審理に必要な経費	88,827	業績目標 1-3-3	1・2・3
独立行政法人酒類総合研究所運営費		943,202	実績目標(大) 2	—
	独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費	943,202	実績目標(大) 2	—
	<b>独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金【0011】</b>	943,202	実績目標(大) 2	5
合 計		700,416,095		



本分析表に関する御意見等につきましては、財務省大臣官房文書課政策評価室  
(hyouka@mof.go.jp) にお送りください。

国税庁の実績評価に関する情報は、財務省のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.mof.go.jp>

